

東京都水道局環境マネジメントシステム 第三者評価報告書

東京都水道局長
西山 智之様

株式会社 ナレッジリー
代表取締役 笹井幹夫



1 第三者評価の目的

東京都水道局環境マネジメントシステム（以下「環境マネジメントシステム」という。）は、ISO14001の規格の考え方を取り入れ、環境パフォーマンスの向上を重視した、水道局独自のものである。現在、東京都水道局環境5か年計画2020-2024（以下「環境5か年計画」という。）で取組目標を定め、環境負荷の低減に努めている。

第三者評価は、環境マネジメントシステムの推進の仕組みの妥当性等に関して専門的知識を有する第三者から意見等による評価を受け、その客観性を確保するとともに、環境マネジメントシステムの見直しにいかしていくことを目的とする。

2 第三者評価の内容及び評価の対象・範囲

対象期間は環境5か年計画の1年目から3年目（2020年度から2022年度）とし、対象部署は環境マネジメントを実施している全ての部署とした。

3 第三者評価の手法

東京都水道局環境マネジメントシステム運営基準（以下「運営基準」という。）、東京都水道局環境マネジメントシステム運営要綱（以下「運営要綱」という。）等を中心に評価を行った。また、訪問による書類確認及びヒアリングも行った。ヒアリング部署は、環境5か年計画の取組状況を可能な限り網羅的に確認できるように選定した。

4 第三者評価の結果

環境マネジメントシステムの推進が適切に行われていることを確認した。環境5か年計画の取組事項、目標達成状況については、工事や電力の入札不調やコロナ禍のイベント中止などにより、年度によっては未達成の場合もあったが、計画期間内で調整などを行い、最終年度である2024年度の目標達成に向けて推進されている。

一方で、環境マネジメントシステムをより良くするために、次の課題が挙げられる。

(1) 運営基準及び運営要綱

運営基準および運営要綱に不足している内容が一部見受けられるため、見直しが望まれる。

(2) 環境関連法規制

環境関連法規制の遵守について、内部環境監査やヒアリングで対応の一部不備が確認されている。また、環境関連法規制の遵守事項の理解が不足している点も見受けられるため、周知や研修方法を工夫されることが望まれる。

5 留意事項

本評価は、環境マネジメントシステムの仕組みの評価であり、環境報告書に関するものではない。したがって、環境報告書の記載内容、数値の合理性については評価の対象外である。